

## ◎義務教育諸学校の教科用図書の無償

### 措置に関する法律の一部を改正する

#### 法律

(平成二六年四月二六日法律第二〇号)

#### 一、提案理由(平成二六年三月一九日・衆議院文部科学委員会)

○下村国務大臣 このたび政府から提出いたしました義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

市町村立の小学校及び中学校において使用する教科書については、都道府県教育委員会が設定する採択地区が二以上の市町村の区域をあわせた地域であるときは、そのような共同採択地区内の市町村教育委員会は協議して種目ごとに同一の教科書を採択することとする、いわゆる共同採択制度を採用しています。

この法律案は、義務教育諸学校の採択の制度の改善を図るため、近年、共同採択に当たって協議が難航する事例が生じていることを踏まえ、共同採択地区における市町村教育委員会の協

議の方法に関する規定の整備を行うほか、柔軟に採択地区を設定できるようにするための採択地区の設定単位の変更、教科書の採択に関する信頼を確保するための採択結果及び理由等の公表について定めることをその内容としております。

以下、項目ごとにその概要について御説明申し上げます。

第一に、共同採択地区内の市町村教育委員会は、協議により規約を定め、当該共同採択地区内の市町村立の小学校及び中学校において使用する教科書の採択について協議を行うための採択地区協議会を設けなければならないものとするともに、共同採択地区内の市町村教育委員会は、採択地区協議会の協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科書を採択しなければならないものとするとしております。

第二に、都道府県教育委員会が設定する採択地区を、市もしくは郡の区域またはこれらの区域をあわせた地域から、市町村の区域またはこれらの区域をあわせた地域に改めることとしております。

第三に、市町村の教育委員会等が教科書を採択したときは、遅滞なく、当該教科書の種類、当該教科書を採択した理由その他文部科学省令で定める事項を公表するよう努めるものとするとしております。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部を改正する法律

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

## 二、衆議院文部科学委員長報告（平成二六年三月二七日）

○小淵優子君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文部科学委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案の主な内容は、義務教育諸学校の教科書採択制度を改善するため、複数の市町村の区域を合わせた共同採択地区内の市町村の教育委員会は、協議により規約を定め、教科書の採択について協議を行うための採択地区協議会を設けることを義務づける等の措置を行うものであります。

本案は、三月十八日本委員会に付託され、翌十九日下村文部科学大臣から提案理由の説明を聴取し、二十六日質疑を終局いたしました。質疑終局後、討論、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。  
以上、御報告申し上げます。

## ○附帯決議（平成二六年三月二六日）

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 政府は、採択地区協議会の協議結果に疑義が生ずることを防ぐため、関係市町村教育委員会が協議して定める採択地区協議会に係る規約が明確なものとなるよう、採択地区協議会の組織及び運営に係る政令の整備に万全を期すること。

二 政府は、採択地区協議会における充分かつ慎重な協議を確保し、採択手続の透明性が高められるよう、市町村教育委員会が教科用図書を採用した理由等の公表を促進するための方策を講ずること。

## 三、参議院文部科学委員長報告（平成二六年四月九日）

○丸山和也君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文教科学委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、義務教育諸学校の教科書採択制度の改善を図るため、共同採択地区における市町村教育委員会の協議の方法に関する規定の整備等を行うものであります。

委員会におきましては、本法律案と八重山教科書問題の関係、教科書採択の結果等の公表を義務化する必要性、教科書採択制

度の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終局した後、民主党・新緑風会を代表して那谷屋委員より、教科書採択地区制度を廃止する旨の修正案が提出され、これに対し質疑が行われました。

次いで、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して田村委員、結いの党を代表して柴田委員よりそれぞれ原案及び修正案に反対の意見が述べられました。

討論を終わり、順次採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

#### ○附帯決議(平成二六年四月八日)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、都道府県教育委員会は、採択地区の設定・変更に当たっては、関係市町村の教育委員会の意見を十分に尊重すること。
- 二、採択地区協議会の組織及び運営に関して定める政令については、採択地区協議会の透明性が確保される内容となるよう

万全を期すること。また、採択地区協議会が公正に運営されるよう努めること。

- 三、採択した教科書の種類等の公表に係る文部科学省令で定める事項については、採択手続の透明性を確保する観点から、採択結果や採択理由のみならず、協議の経過が明らかとなるよう、教育委員会の議事録や調査研究資料を含めるとともに、採択地区協議会の議事録についても同様の措置を講じ、広く周知に努めること。また、教育委員会等に対し、これらの事項の公表を積極的に促すよう十分な施策を講ずること。

- 四、教科書採択における調査研究の重要性を踏まえ、調査研究の体制充実に努めること。また、共同採択地区において共同して行われる調査研究の成果が、採択地区協議会による協議において十分に活用されるよう配慮すること。

- 五、政府は、被害者の権利に関する条約に掲げるインクルシブ教育システムの構築に向けて、障害のある児童生徒が十分な教育を受けられるよう教科書・教材の充実等必要な諸条件の整備に努めるとともに、教育委員会等に対し、教科書のバリアフリー化への配慮を促すこと。また、デジタル教科書・教材の活用などICT教育の充実が図られるよう、実践的な調査研究を推進すること。

右決議する。